

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①							
② 建築物の構造	階数				建築面積	㎡	延べ面積	㎡	
	壁	延焼のおそれのある外壁			柱		床		
		その他の壁			は	り	屋根又は上階の床		
	窓	出入口		階段		軒高	高	m	
③ 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	㎡	延べ面積	㎡		
		建築物の構造概要							
架台の構造		④							
採光、照明設備		⑤							
換気、排出の設備		⑥							
電気設備		⑦							
避雷設備		⑧							
通風、冷房装置等の設備		⑨							
消火設備		⑩							
警報設備		⑪							
工事請負者住所氏名		⑫							
		電話							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

【屋内貯蔵所構造設備明細書 記入要領】

① 「事業の概要」欄は、当該屋内貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かつ書き添えて貯蔵目的を記入する。

(例) 塗料の製造(原料及び製品の保管)／自動車整備業(エンジンオイル及び塗料の保管)／大学(研究用薬品の保管)等

② 「建築物の構造」欄は、屋内貯蔵所として規制される部分の構造等を記入する。

なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかつ書き添えて記入する。また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。

(例) RC造(耐火構造)／CB造(耐火構造)／ALC+100(耐火構造)／吹付けロックウール被覆外壁(耐火構造:FP060NE-9305)／鉄骨造不燃ボード張(防火構造:PC030NE-9105)／鉄骨造(不燃材料)／スレート造(不燃材料)等

【建築物が一棟すべて屋内貯蔵所である場合】

a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。

b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。

c 「延べ面積」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。

d 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第10条第1項第6号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

e 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

f 「柱」「床」「はり」「屋根又は上階の床」「階段」は、それぞれの構造について記入する。

g 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かつ書き添えて建基法に規定する耐火性能を記入する。

(例) アルミ製、網入りガラス(防火設備)／スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備)等

h 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書き添えて建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

(例) 鉄製、網入りガラス(防火設備)／鉄製(特定防火設備・自閉式)等

i 「軒高 階高」は、危政令第10条第1項第4号に規定する軒高を記入する。

【建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合】

a 「階数」は、当該屋内貯蔵所が設置されている階数を記入する。

b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。

c 「延べ面積」は、当該屋内貯蔵所の部分の面積を記入する。

d 「延焼のおそれのある外壁」は、当該屋内貯蔵所の部分に危政令危政令第10条第1項第6号の規定に該当する外壁がある場合に構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

e 「その他の壁」は、当該屋内貯蔵所の部分の延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

f 「柱」「床」「はり」は、当該屋内貯蔵所の部分についてそれぞれの構造を記入する。

g 「階段」は、危政令第10条第3項第1号の規定により設けられないことから、斜線で抹消する。

h 「屋根又は上階の床」は、当該屋内貯蔵所の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。

i 「窓」は、危政令第10条第3項第6号の規定により設けられないことから、斜線で抹消する。

j 「出入口」は、当該屋内貯蔵所の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の出入口について材質を記入し、かつ書き添えて建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

- k 「軒高 階高」は、危政令第10 条第2 項第1 号に規定する軒高又は階高を記入する。
- ③ 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、【建築物が一棟すべて屋内貯蔵所である場合】については記入せず斜線で抹消する。
【建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合】
- a 「階数」は、建築物全体の建基令第2 条第8 号に規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は地階の階数も記入する。
 - b 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2 条第2 号に規定する建築面積を記入する。
 - c 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2 条第4 号に規定する延べ面積を記入する。
 - d 「建築物の構造概要」は、建築物全体の建基法第2 条第5 号に規定する主要構造部の構造の概要を記入する。
(例) RC 造(耐火構造) 等
- ④ 「架台の構造」欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質及び設置数を記入し、かつ書きで寸法(縦(奥行)、横(幅)、高さ)及び段数を記入する。
なお、架台が可動式ラック、自動式ラック等である場合はその概要について記入する。
(例) 鉄骨製(幅2,300 mm、奥行1,000 mm、高さ1,800 mm、4段)×2 台 等
- ⑤ 「採光、照明設備」欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備について、種類、概要及び設置数を記入する。
(例) 【採光窓】アルミ製、網入りガラス(防火設備)×1/スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備)×2 等
【照明設備】蛍光灯器具×3/白熱灯器具(耐圧防爆)×2/安全増防爆LED器具×1 等
- ⑥ 「換気、排出の設備」欄は、当該屋内貯蔵所における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数について記入する。
(例) 【換気設備】自然換気口2 箇所/強制換気設備1 基(ベンチレーター) 等
【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備1 基(換気設備兼用) 等
- ⑦ 「電気設備」欄は、危政令第9 条第1 項第17 号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。
- ⑧ 「避雷設備」欄は、JIS Z 9290-3「雷保護 第三部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に基づく保護手法(保護角法、回転球体法、メッシュ法)、受雷部(突針、水平導体、メッシュ導体)及び内部保護の有無について記入する。
なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。
(例) JIS Z 9290-3による回転球体法(突針2 本)、内部保護有り等
- ⑨ 「通風、冷房装置等の設備」欄は、危政令第10 条第1 項第15 号の規定により設置される通風装置又は冷房装置等の設備の概要及び設置数について記入する。
なお、当該規定によらない装置であっても、貯蔵庫の温度管理のために設ける設備である場合は記入する。
(例) 安全増防爆型冷却器(室内型)×2 基 等
- ⑩ 「消火設備」欄は、危政令別表第5 の消火設備の区分のうち、当該屋内貯蔵所に設置したものと及びその設置数を記入する。
(例) 第3 種消火設備(不活性ガス消火設備(N2)) 全域1 箇所/第3 種消火設備(ハロゲン化物消火設備(H ロン401)) 局所2 箇所/第4 種消火設備(粉末大型消火器50 型)×1 個/第5 種消火設備(ABC 粉末10 型)×3 個 等
- ⑪ 「警報設備」欄は、危規則第37 条に規定する区分のうち、当該屋内貯蔵所に設置したものを記入し、かつ書きで義務又は任意の別を記入する。

(例) 自動火災報知設備(任意)／電話(義務) 等

- ⑫ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。